

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月1日

【事業年度】 第67期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 任天堂株式会社

【英訳名】 Nintendo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岩 田 聡

【本店の所在の場所】 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

【電話番号】 075-662-9600(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 経営統括本部長 森 仁 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区浅草橋5丁目21番5号  
任天堂株式会社東京支店

【電話番号】 03-5820-2251(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 営業本部東京支店長 河 原 和 雄

【縦覧に供する場所】 任天堂株式会社東京支店  
(東京都台東区浅草橋5丁目21番5号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出しました第67期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)にかかる有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、証券取引法第24条の2第1項の規定に基づき有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第4 提出会社の状況
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況
  
- 第6 提出会社の株式事務の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しています。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(追加)

##### (8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

##### (9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

###### ①自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

###### ②中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

##### (10) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

<表略>

(注) ※ 第67期定時株主総会(平成19年6月28日)において、公告方法につき、従来の「日本経済新聞」から記載のとおり、定款変更しました。

(訂正後)

<表略>

(注) 1 ※ 第67期定時株主総会(平成19年6月28日)において、公告方法につき、従来の「日本経済新聞」から記載のとおり、定款変更しました。

2 当社は、当社の株主(実質株主を含む。)は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めています。

① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

④ 株主の有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利